

# 「学校いじめ防止基本方針」

青森市立沖館中学校

〇 はじめに 生徒の生命と教育を受ける権利を第一に考え、取り組む。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・即時対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みに当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。そのためには、教師と生徒・保護者が良好な関係を構築することや生徒が話しやすい環境を作ること、教師が常に高く、広いアンテナをもち、教育活動全般に当たらなければならない。

本校では、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底する。

### (1) いじめとは

#### 《いじめの定義》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

いじめには多様な様態があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。（いじめ防止対策法案に対する附帯決議）

### (2) いじめの基本認識

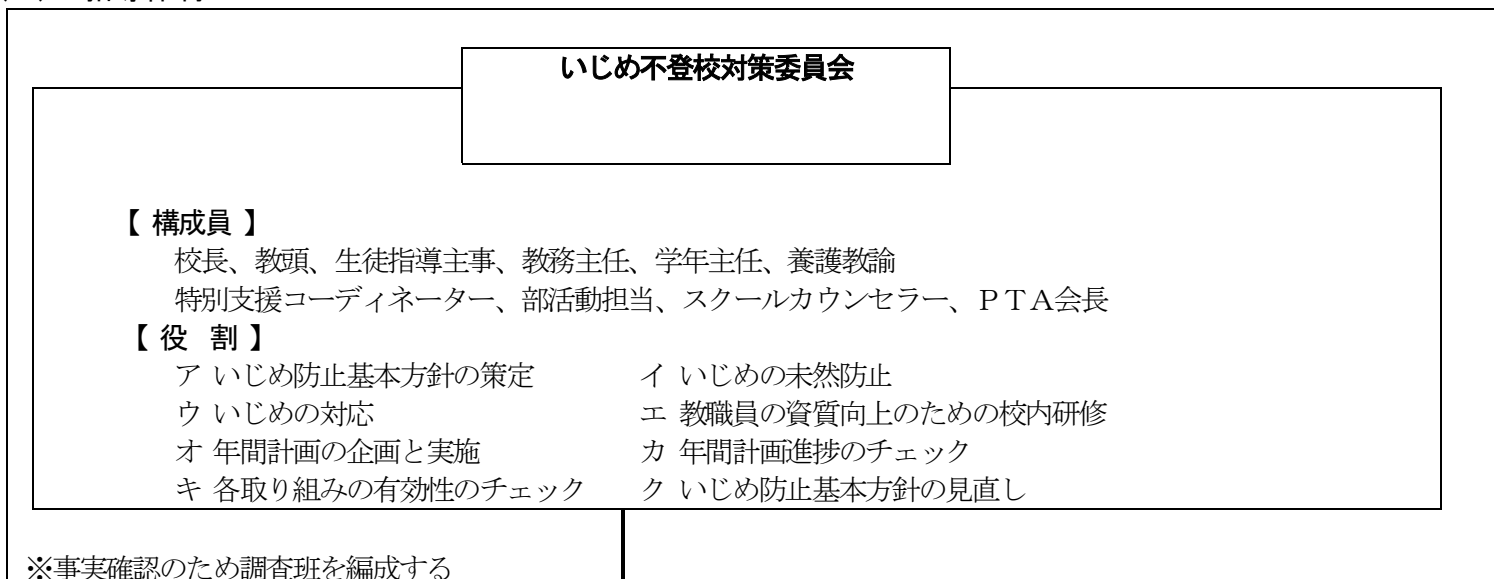
いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「即時対応」に的確に取り組むことが必要である。

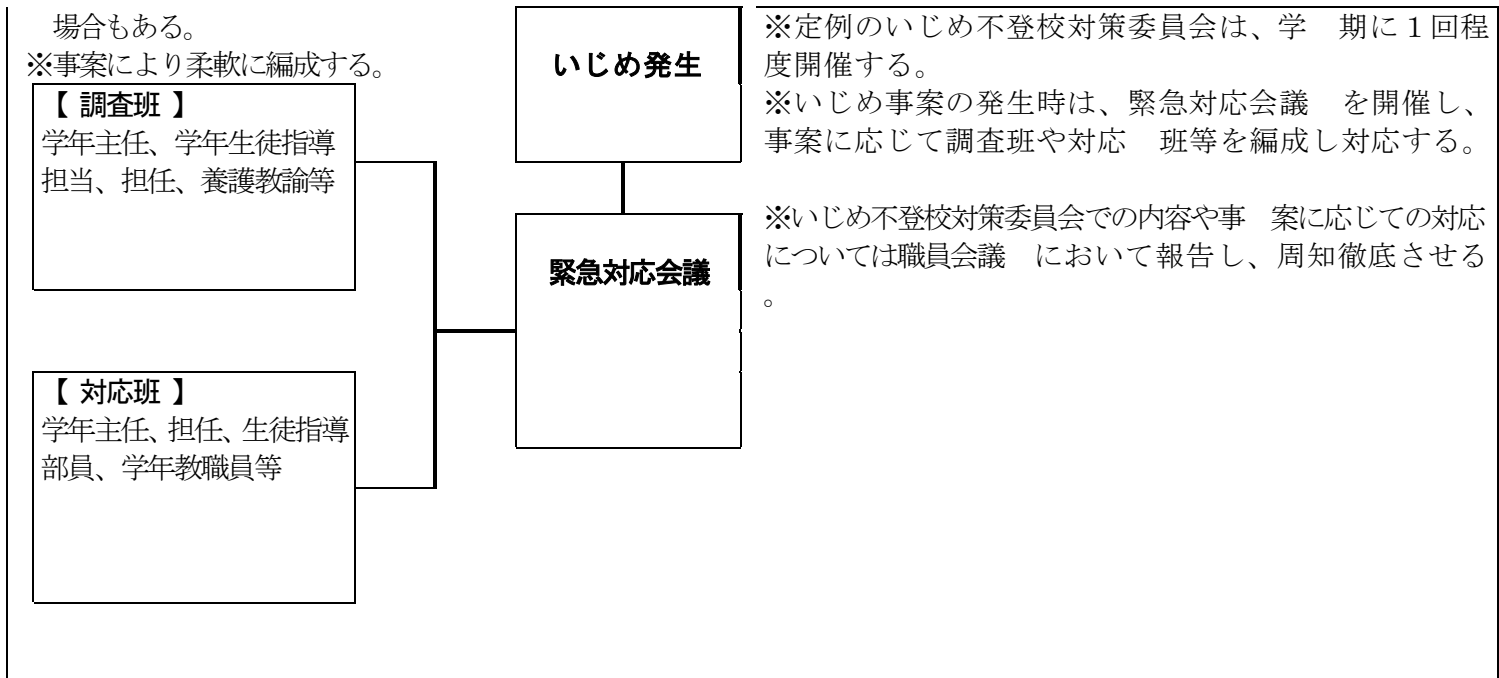
いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ問題に取り組む校内体制

### (1) 指導体制





(2) いじめ不登校対策委員会は次のことを行う

- ①基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正。
- ②いじめの相談・通報の窓口。
- ③被害生徒の保護。
- ④関係機関、専門機関との連携。
- ⑤いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録の共有。
- ⑥いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定。
- ⑦重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定。
- ⑧重大事態に係る事実関係を明確にするための調査。
- ⑨当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進。

月	いじめ・不登校対策委員会	具体的な行動計画
4	<input checked="" type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針・年間計画・対応マニュアル等の共通理解 ※保護者への啓発活動	☆生徒の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり） ★いじめを認知した場合の報告確認
5・6		☆授業改善向上月間（全員参加、自己有用感の涵養） ★いじめに関する学習（道徳） ★QU、迷惑行為調査→個人面談 ★地域住民からの情報提供受入（地域懇談会）
7	<input type="checkbox"/> アンケートや教育相談から得られた情報の共有・分析・対応の検討 ※1学期の取組の検証	★保護者からの情報提供受入（保護者会）
8	<input checked="" type="checkbox"/> 長期休業中の情報の共有・分析・対応の検討、2学期の実践計画の検討 <input type="checkbox"/> 校内研修の実施	★生活健康アンケート→個人面談 ☆生徒の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり） ★教職員間の温度差解消（校内研）
9・10		☆授業改善向上月間（全員参加、自己有用感の涵養）
11		★命を大切に集会（全校道徳）
12	<input type="checkbox"/> アンケートや教育相談から得られた情報の共有・分析・対応の検討 ※2学期の取組の検証	★迷惑行為調査→二者、三者面談 ★いじめ防止推進教師の配置 ★いじめを認知した場合の報告確認
1	<input checked="" type="checkbox"/> 長期休業中の情報の共有・分析・対応の検討、3学期の実践計画の検討 <input type="checkbox"/> 校内研修の実施	★生活健康アンケート→個人面談 ★いじめに関する学習（学活） ★教職員間の温度差解消（校内研）
2	<input checked="" type="checkbox"/> アンケートや教育相談から得られた情報の共有・分析・対応の検討 ※年間の取組の検証	★保護者、地域住民からの情報提供受入（保護者会、地域懇談会）
3	<input type="checkbox"/> 学区小・中間の情報の共有・対応の検討	

	※学校いじめ防止基本方針・年間計画・対応マニュアル等の検証・修正	
--	----------------------------------	--

**(3) 連携のために**

①報告・連絡・相談・確認の徹底

・教職員は事象発生若しくは、注意・配慮を必要とする状況を把握した場合には、即時学年主任・学年生徒指導担当に報告し、連携・相談体制、指導内容の検討を行う。学年主任・生徒指導担当は、並行して生徒指導主事に報告し、必要があれば全校的体制を構築する。

②組織的対応（※別紙1－いじめ問題に関する学校の取り組み）

・生徒指導主事は報告を受けた事象の状況に応じて、管理職に報告し、その指導の下、全校体制をつくり、各部・各学年に指導・援助するとともに、必要に応じて外部機関との連携推進を行う。

**(4) いじめ防止等に関する年間指導計画（※別紙2－◇いじめ防止等に関する年間指導計画）**

①「いじめ防止等に関する年間指導計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のために取り組むとともに、日々の道徳教育や話し合い活動を充実させることで、生徒の充実感、達成感や「豊かな心」の育成につなげ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。

②いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応等、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行う。

**3 いじめの未然防止**

**(1) 基本的な考え方**

いじめは子どもの心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、人間として卑怯な行為であり絶対に許されるものではないという基本的な考えのもとに、仲間づくりと人権意識の高揚の観点から、豊かな人間的な触れ合いの機会を持ち、人の願いや悩みなどを自己とのかかわりで考えられる人格の育成を図ることが重要である。

**(2) いじめの未然防止のための取り組み**

①生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。（いじめ防止集会、体験学習）

\*「いじめをさせない・見逃さない・許さない」という基本方針で

『いじめ防止宣言』

私たちは、『楽しい学校生活を送る』権利をもっています。『いじめ』は、この権利を奪うものです。いじめを受けた人のみならず、いじめを行った人や周囲で見ていた人にも、心に癒えることのない傷が残るのです。

いじめは、絶対に犯してはならない大きな過ちです。

人間は本来、優しい気持ち、優しい心をもっています。人を思いやり、愛し、慈しむ心があるのです。その優しさを表す勇氣こそ、私達はもつべきなのです。

沖館中学校から、あらゆるいじめをなくし互いに支え合い、誰もが楽しいと思える学校をつくるために、私達はここに次のことを宣言します。

『私たち沖中生は、互いの個性を認め合い、思いやりの心を持ち、沖中生一人一人の責任として、いじめをしません、

いじめをさせません、いじめを許しません』

平成24年7月11日 沖館中学校生徒会

②道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深化（道徳強調週間、話し合い活動）

③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。（迷惑行為調査、生活・健康アンケート、二者面談、三者面談）

④常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。（保健室利用者状況－主任会での情報共有、いじめチェック表の記入と点検・対応）

④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑤教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。（チャンス相談）

**4 いじめの早期発見**

**(1) 基本的な考え方**

いじめは大人の目の届きにくいところで巧妙に行われることが多い。教師は、子どもが発する救いを求めるサインを見逃さずにとらえ、迅速に的確な指導をすることが大切である。

**(2) いじめの早期発見のための取り組み**

①生徒の声に耳を傾ける。（毎月の生活アンケート、生活・健康アンケート、二者・三者面談等）

②生徒の行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）

③保護者と情報を共有する。（通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者集会等）

④関係機関と日常的に連携する。（関係機関との情報共有等）

**5 いじめに対する取り組み**

## (1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ不登校対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有する。
- ③「いじめ不登校対策委員会」の方針の下、関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡をするとともに、青森市教育委員会に報告する。
- ④いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- ⑤いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、より良い成長へ向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- ⑥生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。

### □対応の原則

- (1) 認知・発見・解決には、即時対応する
- (2) 対策は、具体的に示し対応する
- (3) 学年スタッフが共通理解・共通実践し対応する → 全校体制

### □対応マニュアル

- (1) いじめと認知したら、直ちに（その日のうちに）、教頭に報告・連絡・相談する。
- (2) 報告から24時間以内にいじめ対策委員会を開き、具体的方針を決める。
- (3) 5日以上たっても改善がみられない場合には、別途具体的方針を立てる。
- (4) 保護者との連絡を密にする。  
※関係職員あるいは全教職員にいじめの事実と対応を伝える。
- (5) 解決の確認は校長があたる。
- (6) 本校でのいじめと人間関係のトラブルの線引き  
「いじめ」と「人間関係のトラブル」との線引きに明確な定義はないが、本校では次のような観点を基準に見極めていく。
  - ★「反復性」：相手が嫌がることを反復して行っている。
  - ★「同一集団内」：その行為が、特定の同一集団内で起こっている。
  - ★「立場が対等ではない」：行為者に優位性がある。
  - ★「故意である」：嫌がっていることを分かった上で行っている。
  - ★「傍観者がいる」：周りに傍観者や観衆がいる。※これらの視点から総合的に判断し、「いじめ」と考えていく。

## (3) ネット上のいじめへの対応

- ①パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ②インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ③情報モラル教育を積極的に進めるために、少年育成チーム（市教委）をはじめとする関係機関との連携を進め、インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに青森市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び「青森市いじめ防止基本針」に基づき、「いじめ不登校対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- (2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (3) 調査結果を青森市教育委員会に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取り組みを進める。

## 7 関係機関との連携

### (1) 地域・家庭との連携の推進

- ①保護者には学校だより・学年通信を通じて、学校での取り組みの紹介や相談機関の紹介を行う。
- ②民生児童委員・保護司会との連携。
- ③PTAとの連絡を密にし、情報の共有化と協力依頼。
- ④いじめの防止等に関する学校の基本方針や取り組みを保護者集会等で説明をする。

### (2) 関係機関との連携の推進

- ①警察署少年係と触法行為に係わる事象について連携。
- ②青森市教育委員会・児童相談所等の連携と、各種相談機関に関する保護者への啓発活動。
- ③スクールカウンセラーを有効活用し、教育相談部との連携においていじめ問題について対応検討。
- ④不登校生徒の学習の場として、適応指導教室との連携・連絡。
- ⑤スクールカウンセラーの活用と連携を行い、別室登校の生徒へのサポートを全校的体制で推進。

## 8 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は、年4回の会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

- (1) 学校評価で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。
- (2) 学期ごとに目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (3) 次の4つの評価項目・観点に対して評価を行う。
  - ①学校におけるいじめの対処方針や指導計画を明確にしているか。
  - ②日頃より、いじめの実態把握に努め、生徒が発するサイン等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
  - ③これらの方針や取り組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
  - ④いじめが生じた際に、学校全体で組織的、かつ迅速に対応する体制が整備されているか。
- (4) いじめ問題に関する教員評価にかかわっては、いじめ問題に関する目標の設定や目標への対応状況の評価に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるように留意する必要がある。

### ◆チェックポイント1【指導体制】

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で組織的に対応しているか。

### ◆チェックポイント2【関係機関との連携】

- いじめ問題の解決のため、監督官庁との連携を密にするとともに、必要に応じ、こども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

## いじめも予防できる、学校の「支持的風土づくり」

「いじめ」の未然防止に向けては、生徒と教師がつくり出す学校生活全体の雰囲気、風土づくり、特に「支持的風土づくり」が大切です。

### 教職員同士 ～同僚性の確かさ～

学校で生じる様々な困難に対応していくには、教職員がチームで対応することが求められています。そのためには、教師同士が支え合い、協働する力を備えること、つまり確かな同僚性が必要です。教師同士の高い同僚性は生徒にも伝わり、生徒に安心感を与えることとなります。※同僚性とは、同僚が互いに支え合い、切磋琢磨し、成長し高め合っていく関係。

### 子どもへのかかわり ～不安と不満を理解～

「ピアプレッシャー」（仲間からの圧力）、「スクールカースト」（生徒の間に自然発生する人気の度合いを表す序列）等の状況に身をおく生徒が抱えている不安や不満を理解し、その気持ちに寄り添うことが大切です。そして、その不安、不満、ストレス等の軽減や解消に向けたチームによる取組が求められます。

### 授業以外の時間の活用 ～相互理解と自己肯定感の育成～

休み時間や放課後、生徒と一緒に会話することで、授業の時には気付かなかった友人関係や小さなトラブルの糸口などに気付くことがあります。また、学校行事等で生徒が自分の役割をやり遂げ、周囲に認められる機会を得ることで、自己肯定感を高める機会となります。

**より良い授業の実践 ～学習指導と生徒指導との一体化～**

授業中の生徒指導の視点として①学習規律（時間を守る、人の話を聴くなど）②学習意欲（自分から進んで取り組む）があげられます。この二つの視点について教師が、意図的・計画的に配慮することで、学習指導と生徒指導が一体化した授業が実現し、より良い授業の実践が可能となります。

- いじめ未然防止のための日常の取組
- 魅力ある授業・学級・学校づくり
    - 「分かる・できる・楽しい」という思いをもたせる授業や学級
    - 生徒会活動など特別活動における共感的な人間関係づくりや自発性・自治力の育成
  - 生命や人権を大切にす指導
    - 道徳、学級活動での具体的な実践。
    - 発達や障がいへの理解を深める指導。
    - 教職員への人権感覚を高める取組。
  - 全ての教育活動を通した指導
    - 「自己指導力」を高める生徒指導。
    - 「いじめのない学校をめざした」教員の研修会
    - インターネットやメール等の利用実態を把握した上での情報モラル教育。

- ☆対応時、陥りがちなこと☆
- 生徒の思いに寄り添った指導が弱くなってしまふ。
  - 職員間の意思疎通が弱く、問題行動についての情報共有ができない。
  - 担任が一人で抱え込んでしまふ。
  - 対応が迅速さに欠けてしまふ。

- ここがポイント
- 学校として「いじめにどう取り組むのか」という方針を年度当初に明確に打ち出し、情報が確実に把握できる体制を整える。
  - 「いじめ不登校対策委員会」や教育相談体制等を機能させ、組織的に対応する。

いじめ問題に関する学校の取組～主な流れ～  
「いじめ不登校対策委員会」の設置と学校としての取組の策定

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人ではない。(学年主任、生徒指導主事等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向性を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないようにする。

関係生徒からの事実確認

- 複数の教員で対応し、個別で話を聞く。 ● 共感的に聞き、事実を確実に

「いじめ不登校対策委員会」において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

関係機関との連携

- 教育委員会、警察、児童専門医等と連携・協力を恐喝や暴行等の犯罪行

いじめられた生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数職員で行う。

いじめた生徒、保護者へ

- 行った行為について、許されさせ、謝罪方法等を一緒に考
- いじめを繰り返さないために状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

**いじめの解消**

「いじめ不登校対策委員会」における取組の定期的な見